

令和2年3月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

令和2年3月24日（火）午前10時から10時57分まで

2 開催場所

市役所 3階 第2委員会室

3 教育長及び委員

教育長	鍛代 英雄
委員（教育長職務代理者）	渡辺 正美
委員	永井 武義
委員	重田 恵美子
委員	菅原 順子

4 説明のために出席した職員

教育部長	谷亀 博久
学校教育担当部長	石渡 誠一
参事（兼）教育総務課長	古清水 千多歌
参事（兼）歴史文化担当課長	立花 実
参事（兼）教育センター所長	橋口 龍郎
学校教育課長	守屋 康弘
教育指導課長	今井 仁吾
社会教育課長	小谷 裕二
図書館・子ども科学館長	倉橋 一夫

5 会議書記

教育総務課総務係長	大澤 貴之
-----------	-------

6 傍聴人

1人

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第7号 伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

【非公開】

日程第4 議案第8号 学校嘱託医等の辞職の承認について

【非公開】

日程第5 議案第9号 学校嘱託医等の委嘱について

----- ○ -----

午前10時00分 開会

○教育長【鍛代英雄】 定刻となりました。ただいまから教育委員会議を開催いたします。

初めに、委員の皆様にお諮りしたいと思います。本日審議いたします議案のうち、日程第4、議案第8号、及び日程第5、議案第9号は、人事に関する議案でございます。そのため、日程第4、議案第8号、及び日程第5、議案第9号につきましては、伊勢原市教育委員会会議規則第14条第1項の規定に基づき非公開としたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって、日程第4、議案第8号、及び日程第5、議案第9号につきましては非公開とさせていただきます。

傍聴される方は、日程第3、議案第7号が終了いたしましたら、恐れ入りますがご退席をお願いいたします。

----- ○ -----

日程第1 前回議事録の承認

○教育長【鍛代英雄】 それでは、日程第1「前回議事録の承認」について、お願いします。

○教育長及び委員全員 承認

----- ○ -----

日程第2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 続きまして、日程第2「教育長報告」をいたします。本日は4件でございます。それぞれ所管の部長から報告をいたします。

では教育部長からお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、資料1をごらんください。地方自治法第180条の2に基づく協議について、ご説明させていただきます。

本報告につきましては、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項第3号に基づき、教育長が専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面2ページをごらんください。伊勢原市コミュニティ防災センターに係る市

長の権限に属する事務を、教育委員会職員に補助執行させることについて、市長から協議がございました。補助執行とは、市長の事務を教育委員会職員が補助して執行することを言い、対外的には市長の名で事務を執行することとなります。

4ページの新旧対照表で説明をさせていただきますので、4ページをごらんください。

昨年4月の大田公民館と大田ふれあいセンターの統合に伴い、消防署南分署2階のコミュニティ防災センター講習室につきまして、社会教育活動でも使用できることといたしました。

それに伴いまして、これまでも補助執行しておりますコミュニティ防災センター講習室を使用する場合の団体登録事務に加えて、今回新たに使用料の徴収の事務について協議がありました。

コミュニティ防災センター講習室の使用料は、大田公民館の使用料と同様に、大田公民館に設置している自動券売機で使用券を購入し、ご利用いただいております。事務の安全性や効率化等の観点から、教育委員会職員が補助執行することについて、資料1のとおり異存はない旨の回答を教育長が専決し、市長に回答いたしましたので、報告するものでございます。

説明は以上です。

○教育長【鍛代英雄】 続いて2件目について報告をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 2件目は新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応についてということで、資料は特にございません。これまでの流れを振り返りながら、本市の対応等をご説明させていただきます。

日本において、1月中旬に国内初の感染者が確認をされ、1月末に政府が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。また2月1日には指定感染症に指定され、専門家会議が招集をされております。

2月24日に、専門家会議が「ここ一、二週間が急速な拡大に進むか収束できるかの瀬戸際」との見解を示しております。これを受け、政府からは国内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期であり、イベント等も現時点で一律の自粛要請を行うものではないが、必要性を改めて検討するよう要請がありました。

皆さんもご案内のとおり、2月27日の夕方、政府から学校臨時休業の要請がございました。感染拡大を防ぐ意味からも、本市においても臨時休業することといたしまして、当面、卒業式の対応や、その他協議する内容があることから、まず3月2日から3月8日までを休業とすることといたしました。

3月2日に臨時の校長会を開催いたしまして、卒業式をはじめさまざまな課題について意見交換を行いまして、休業期間を3月25日まで延長する。卒業式については、日程は予定どおり、参加者は卒業生と教職員、各家庭1名以内の保護者のみとし、時間短縮を図って実施するというにいたしまして、これは既に終了してございます。

また同時に、小学校1・2年生の児童、また特別支援学級の児童・生徒のいる家庭のうち、預かり場所の受け入れが困難な家庭の児童・生徒につきまして、休

業期間中、午前8時半から午後2時まで、学校で一時預かりをすることといたしております。

また同時に、教育センターが子どもの学びを支援する目的で開設しているホームページ「いせはら☆こどもまなび広場」に、さまざまな学習支援コンテンツを紹介するページをつくって、児童・生徒に家庭学習のために役立てていただこうとするような取り組みも行っております。

また3月16日には、さらに次の点について保護者に周知を行いました。まず修了式を3月25日に実施いたします。それから令和2年度の入学式は4月6日に、卒業式と同様、参加者は入学児童・生徒と教職員、各家庭1名以内の保護者のみとするということ。さらに、子どもたちが体を動かす場所として、午後の時間帯において小学校の校庭を利用することができるようにしてございます。

今回の学校休業に伴いまして、市役所の各所属の対応について、まず子ども部におきましては、児童コミュニティクラブの開所時間を長期休業期間と同じように午前8時から午後6時半までといたしました。また保健福祉部においては、民間の放課後等デイサービス事業所に、昼間の開所について配慮いただくようお願いをしております。

今申し上げました、まず学校での預かりの状況でございますが、一番多いところで大田小学校で六、七名というところでございます。ほかの学校についてはそれ以下の人数でございます。また、児童コミュニティクラブにつきましては、最初の1週間は5割、通常の登録者数の5割弱であったのですが、現在は5割強ということでございます。また放課後等デイサービスにつきましては、民間事業所で、当初から90名から130名の預かりをさせていただいており、直近については120から130名の預かりという状況になってございます。

以上が学校関係の主な流れでございます。市全体の動きといたしましては、イベント等の中止・延期を2月末に判断いたしました。教育委員会関連では、教育委員会表彰、美術協会展、市民音楽会、文化財フェスタ、遺跡調査報告会、公民館講座等を中止いたしました。

また、人が集まるリスクを避けるため、公共施設全般について、3月6日から3月31日まで一般利用を休止してございます。教育委員会が管理する施設は、公民館、図書館、子ども科学館、各小学校の学校開放でございます。

また市議会においても、3月議会において一般質問の取りやめ、また総括質疑の時間をおおむね1人1時間とするなどの対応を行っております。

また、先週の3月19日、専門家会議からの提言がございまして、現時点では、社会経済機能への影響を最小限としながら感染拡大防止の効果を最大限にするというこれまでの方針を続けていく必要があると。小規模な感染の連鎖にとどめ、それぞれの地域において適切な制御を行った上で収束を図っていけるかが重要であるということでございます。現在は一定程度持ちこたえられている状況が続いているものの、一定の地域で感染拡大が継続していて、全国的に拡大すればオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないというような判断をされてございます。

学校については、地域ごとの蔓延の状況を踏まえた上で、換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や衛生環境を良好に保つような取り組みを進めていくことが重要であるという提言をさせていただきます。

これを受けまして、政府では、新聞にも出ておりますが、学校再開に向けて、一応、今日、文部科学省から指針を出すという報道がなされてございます。

本市におきまして、4月以降の学校については、その指針を見ながら判断をしていきたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○教育長【鍛代英雄】　　続きますして3件目をお願いします。

○学校教育担当部長【石渡誠一】　　市議会3月定例会につきまして、総括質疑の概要についてご報告をさせていただきます。3月6日、金曜日に行われました。

資料2でございます。1番、小沼富夫議員でございます。令和2年度伊勢原市一般会計予算について、1、施政方針並びに予算編成大綱についての(2)令和2年度予算に対する市長の見解についての再質問でございます。

まず、小中学校の対応と子どもの居場所と学童保育についてのご質問がございました。さきほど、教育部長からご報告申し上げたとおり、臨時休業期間について、それから卒業式について、子どもの居場所については児童コミュニティクラブ、そして放課後等デイサービス等の居場所の確保について、それを踏まえた学校での預かりについてのご説明をさせていただきました。

次に2、歳入についての(2)市債についての再質問で、中学校給食の準備内容とスケジュールの再確認ということでご質問がございました。

こちらにつきましては、令和2年度に中沢中学校を除く3中学校の配膳室設置工事を、夏季休業を利用して実施。中沢中学校での試行実施時と同様に、秋以降に保護者や生徒、教職員に対しての説明会や試食会を実施して、令和3年4月からの4中学校の全校実施に向け準備を進める旨をご説明いたしました。

続いて相馬欣行議員でございます。令和2年度伊勢原市一般会計予算の歳出について、(2)目的別事業についての質問でございます。

まず、教職員の多忙化問題について、どう反映しているかという趣旨のご質問でございました。

教職員の多忙化解消に対しまして、令和2年度予算案におきましては、小中学校にICカードを利用した出退勤管理システムを試行導入するための経費を計上しました。また、教員が業務に専念できる環境づくりを推進するため、スクールカウンセラーの活動日数の増加とともに、スクールソーシャルワーカー1名を増員するための経費も計上していること。さらに、長期休業期間中の学校閉庁日を継続実施すること。また、教職員の休暇取得の割合が高かったことから、来年度に向けて閉庁日の日数拡大や冬季休業中の設定について、学校の意見を参考にしながら検討していく旨をご答弁いたしました。

○教育部長【谷亀博久】　　続きますして、同じく相馬議員です。中期戦略事業プ

ランのうち、学校施設の長寿命化計画の進捗状況と課題ということです。

本市の学校施設については、老朽化の進行により整備需要の増加が予想されると。中長期的なトータルコストの縮減、予算の平準化、それから施設の機能・性能の確保を図るため、令和2年度に老朽化調査を実施すると。令和3年度に予防保全の考え方を取り入れた基本方針を策定いたします。この基本方針を踏まえて、基本計画を策定いたしまして、次に施設整備年次計画を策定するというところでございます。

この計画策定に当たっては、課題といたしましては、計画策定の段階では各年度の財政負担の平準化、また長期的には児童・生徒数の的確な人数推計、これらを踏まえて施設規模の適正化や機能集約化、複合化・多機能化等の検討が課題と考えるという答弁をしております。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 続きまして3ページ目でございます。中山真由美議員です。令和2年度伊勢原市一般会計予算について、1、総論の(2)、第5次総合計画中期戦略事業プランの内容についてということで、中学校給食の取り組み、そして新学習指導要領における外国語学習の取り組みについて、ご質問をいただきました。

中学校給食の取り組みにつきましては、先ほどの小沼議員への答弁内容について、市長から答弁いただいております。

外国語学習の取り組みにつきましては、ALTの活用の確認ということでございましたので、新学習指導要領において、外国語学習は、実際のコミュニケーションにおいて知識・技能を活用しながら、思考・判断・表現を繰り返すことで学習への理解が深まるとされていること。それを踏まえて、ネイティブスピーカーであるALT、外国語指導助手の英語に触れることで、英語に慣れ親しみ、聞く力の向上につながる。また、ALTとのコミュニケーションにより、話す力が向上することの意義について、再度説明をさせていただきます。

続きまして(2)、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校による影響についてということでご質問がございました。

重ねて臨時休業期間の説明に加えまして、現段階では臨時休業による影響はないが、中学校給食導入事業や外国語教育推進事業等、令和2年度事業についてさまざまな影響があることも想定されることから、引き続き、児童・生徒の健康・安全を第一に考え、状況の変化に柔軟に対応しながら、事業の推進に努めていきますという答弁をいたしました。

次に4ページ、宮脇俊彦議員でございます。こちらは、続けてご質問いただいている内容なのですが、前段で外国語教育や道徳教育の導入、情報教育の推進の取り組みなど、教育予算の使い方が学校現場の実態に合っているのか、それについてどう捉えるのかという質問に対しては、市長から、外国語教育や道徳教育の導入等に伴い、教育現場の負担が増加していることは承知しており、教員の多忙化解消は本市においても重要な課題であることは十分認識している。このことを踏まえ、昨年3月に教員の働き方改革に向けた取り組みの基本方針を策定し、引き続きこの方針に基づき取り組みを推進していく旨を答弁いただいております。

あわせまして、教員の増員、少人数学級の実現など、教育現場の困難を改革する予算執行が必要ではないかというご質問をいただきました。

こちらにつきましては、子どもたちや保護者の課題の多様化に対応するため、少人数学級の編成が望ましいことは認識していること。本市では、国が規定する教員以外にも、小学校で教科担当制を導入し、非常勤講師の配置を既に行っており、令和2年度も任用を予定していること。また、国で定められた小学1年生の35人以下学級に加え、小学2年生の35人以下学級を行うために必要な県費負担教職員が配置できない場合に、市の予算で非常勤講師を配置していること。さらに、市費での指導補助員や介助員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等も行いながら取り組んでいくことをお答えしました。あわせて、教員の定数改善についても、引き続き国や県に要望を続けていきますというふうに答弁をさせていただいております。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 続いて4件目の報告をお願いします。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 資料3でございます。令和元年度第2回伊勢原市いじめ問題専門調査会について、ご報告をいたします。

先月2月19日、水曜日に、第2回伊勢原市いじめ問題専門調査会を開催いたしました。今回も調査事項はなく、定例の開催とし、本市の取り組みに関する協議を行っていただきました。

協議の主な内容について報告いたします。まず委員からは、平成30年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査における伊勢原市調査結果の中で、いじめ発見のきっかけにおいて、本人からの訴えが年々増加していることについて、各学校が、子ども自身が声を上げやすい雰囲気づくりや環境づくりに継続的に取り組んできた成果であるといったご意見が出されるなど、学校の取り組みについて一定の評価をいただきました。

その上で、いじめ問題に関する対応の仕方については、事実確認のための聞き取りを行う場合、その背景にあるものや、保護者の抱えている悩みにも寄り添って話を聞くこと、学校として組織的に対応すること、必要に応じて関係機関と連携をしていくことが大切であるといったご意見が出されました。

また、各事案の内容や対応等については、分析し、蓄積していくことで、今後の未然防止や対応に役立っていくこと、小学校低学年からの計画的で継続した指導・支援の取り組みが必要であるといったご指摘もいただきました。

これらの内容につきましては、校長会でも同様の報告をしており、引き続き未然防止や相談しやすい環境づくり等に尽力いただくよう依頼しております。

報告は以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 以上4件の報告でございました。ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

菅原委員。

○委員【菅原順子】 最初に、コミュニティ防災センターの利用についてですが、こちらは伊勢原市の公共施設利用予約システムに入っているのでしょうか。

いつ予約をしようとしても斜線になっているのですが。

○教育長【鍛代英雄】 社会教育課長。

○社会教育課長【小谷裕二】 システムに入っております。ただし、現在は、消防関係の利用を優先しており、それが3カ月前から入ります。2カ月前から一般の利用団体が抽選予約という形で申込みことができます。

ただし、現在、3月につきましては予約がとれない状態になっております。4月以降につきましては、現在、消防関係の利用予約が既に先に入っておりますが、それ以外の日は利用できるようになっております。

○委員【菅原順子】 消防関係の利用がかなりあるということですか。

○社会教育課長【小谷裕二】 消防関係の市民向けの事業等が、年間を通して先に予約が入っております。予約のない日について、大田公民館の登録団体が予約を入れることができるように対応しております。

○委員【菅原順子】 これまでの実績はどんな感じなのか。利用団体はどの程度利用したのか。

○社会教育課長【小谷裕二】 大田公民館の利用団体につきましては、10団体程度です。特に、広い部屋を使うダンスや卓球、体操の団体が主に利用しております。

○委員【菅原順子】 わかりました。次に、コロナウイルス関連について、市議会の総括質疑と絡めて質問したいことが幾つかあるのですが、まず、資料2の質問の順序で伺っていきこうと思いますが、最初に、中学校と小学校が卒業式を行ったということですが、この様子についてお伺いしたいと思います。例えば保護者の声で、不安から欠席させたというような方がいたかどうかとか。

入学式についても、出席させたくないというご家庭があった場合、どういう扱いになるのかということについて伺いたいと思います。

また、例年と違う様子だったと思いますから、その状況、粛々で行われたのか、あるいはいつもと違う工夫といたしますか、趣向があったのかを伺いたいと思います。

それから2点目は、小学校1・2年生と特別支援級在籍の児童・生徒さんが6名以下程度、学校で過ごしているということですが、その過ごし方について、新聞で拝見したのですが、来ない子どもと不公平になるから、先生は勉強を教えることができなくて、ただ教室で、自分が持ってきた教材で勉強させておかなければならないなどというような記事を見たことがあるのですが、どのように過ごしているかということについて伺いたいと思います。

先ほどお話があった、ネット上のこどもまなび広場のアクセス数がわかったら教えていただきたいと思います。

それから、給食が停止になって、食材を納入している業者さんとか調理員さん、支援級の介助員さんなど、そういう非常勤の方々がどのように過ごされているのかというあたりを伺いたいと思います。

あと、新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校のエアコン工事は計画どおりに行われているのか、それとも来年度にずれ込んでしまっているのかと

いうあたりについて伺いたいと思います。

あと図書館ですが、全くの私見ですが、この時期、子どもたちに本を読んでもらういい機会だと思いますので、図書館は人数を制限したり、学年ごとにするとか、学校ごとにするとか工夫して、貸し出しと返却の機会だけは与えてあげることができたらいいのではないかなと思います。市内の大手の古本屋さんに行ったら、30分以上の立ち読みはご遠慮くださいということをやっていたので、そのような工夫をして、図書館を開館してあげたらいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、資料の3、4ページあたりに、外国語教育について、市議会議員の方々も大変関心をお持ちということがわかるのですが、コロナの影響によって、外国語教育推進事業にも影響があることが想定されますとあるのですが、具体的にどういうことがあるということですか。

中学校給食については、試食会が延期だとか影響を受けるのはわかるのですが、外国語教育への影響というのは、例えばALTの先生が来日できないとかそういうことなのかなと考えるのですが、これについて教えてください。よろしく願いします。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、卒業式の様子、あと入学式について今の段階で何かあるかということについて、教育指導課長。

○教育指導課長【今井仁吾】 卒業式についてご報告をいたします。まず、中学校、小学校ともに天候に恵まれ、基本的には換気しやすい環境であったということ、あと、式についても大変配慮されておりまして、まず席を離して、式も時間を短縮するなどしながら、各学校において、なるべく子どもたちの思い出に残るような、それぞれの配慮があったと聞いております。

また、出欠席についてですが、大きな問題・課題等があったということは報告を受けておりませんが、当然、いろいろな思いの方がいらっしゃるということで、関係する申し出があった場合は、欠席扱いにはせずに、出席停止としているところでございます。

○教育長【鍛代英雄】 入学式について、今の段階で何かありますか。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 入学式についても、入学する児童または生徒、それから保護者、教員という形で、卒業式と同様の形で行おうと考えております。

また、その配慮についても、今、各学校において検討しながら進めているところでございます。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 今の段階で、保護者から、子どもを出席させたくないという話はないということですね。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 そうですね。そういった相談については、今のところいただいておりません。学校からもそういう報告はを受けておりません。

○教育長【鍛代英雄】 次に、学校での預かり事業、子どもたちの過ごし方について、教育指導課長。

○教育指導課長【今井仁吾】 基本的には多くの子どもたちが学校に来たという状況ではございません。通してほぼ少なかったという状況でございました。

過ごし方についてですが、基本的には、まず、子どもたちが宿題等、学習するものを持参するということ。そして、ほとんどの学校で、1時間ごとに必ず1人ないし2人の先生方が子どもたちを見守るという状況であったと聞いております。

あとは、図書室を利用して本を読む時間を設けたり、場合によっては、卒業式に近いことから、一緒に卒業式の飾りをつくったなどということも聞いています。以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 次に、こどもまなび広場のアクセス数について。教育センター所長。

○教育センター所長【橋口龍郎】 現時点ではアクセス数がカウントできない状況です。実は、平成15年の緊急雇用対策で配置された情報アドバイザーの活用ということで創設された経緯があります。その後、この緊急雇用対策がなくなった後、明確な予算措置がないまま17年近くたっていて、これを改善しなければいけないということで、当時、ウェブデザインをした方と連絡がつかしました。イラストも全部オリジナルなのですが、その方と、アクセスカウント等の仕組みを入れることについて、3月に検討会を行うよう予定を入れていました。

ところが、新型コロナウイルス対応に時間と、いろいろな手間暇をそちらにかけてしまいましたので、現時点では、予定していたことができなくなってしまっている状態です。

実際に、タウンニュース等で紹介されていることから、アクセス数が上がっていると思いますが、分析する手だてを今のところ持ち得ていませんので、そういう仕組みを取り入れていきたいと思っています。

○教育長【鍛代英雄】 次に、新型コロナウイルスによる学校給食への影響について、学校教育課長。

○学校教育課長【守屋康弘】 まず、学校または事業者へ納品済みの食材についてはお支払いをするというので、各学校の会計になりますので、集計をしています。

加えて、3月分の給食費の返金について、小学校は口座振り込み、中学校はシステム上での返金ということになっております。小学校につきましては食材費の支払い、それから給食費の返金につきましては、市で金額調整をしているところです。

納品等されている食材について、賞味期間等の関係から、来年度以降使えるものについては、献立を変更して使用しますが、肉等の賞味期間が短いものについては、最終的には廃棄処分になります。

それから、小学校の給食調理員は、給食がありませんので、臨時職員の出勤はなくなっております。ただ、労働基準法で、休業手当という制度がございますので、今回の休業がそれに該当する可能性がありますので、今、法的な確認を進めているところでございます。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 あと、介助員と指導補助員の状況について。まず介助員について、教育センター所長。

○教育センター所長【橋口龍郎】 介助員については、学校の休業について、はっきりしなかった3月2日だけは勤務しない日としましたが、それ以降は原則、シフトどおりの勤務をしていただくということで周知しました。

ただし、自分の子どもが学校に行けないからということで、家に自分がいなければいけないという方もいらっしゃいます。お孫さんの世話がという方もいらっしゃると思います。そういう方々については、無理のないように、予定どおり勤務できる方は勤務してくださいということで対応いただいています。

業務内容については、今までの勤務以外にも、実際に特別支援級のことでないものも含めて、入学式の準備や新年度に向けたいろいろな準備に当たっているようです。

幾つか聞くと、共通しているのは、入学式準備を新6年生に作業をしてもらうというのはちょっと難しいだろうという判断をそれぞれの学校がしてしまっていて、入学式準備のお手伝いをいただいているとか、普段手が行き届かないところの掃除をやってもらっていると聞いております。

○教育長【鍛代英雄】 指導補助員について、教育指導課長。

○教育指導課長【今井仁吾】 先ほどの説明とほぼ同じです。当初、指導補助員全員に連絡をとり、状況を確認し、基本的には勤務いただけるということなので、シフトにより行っていただいている状況です。

○教育長【鍛代英雄】 エアコン設置工事の影響云々について、教育総務課長。

○教育総務課長【古清水千多歌】 エアコン工事につきまして、特に問題があったということは聞いておりません。工事期間が3月13日までとなっておりますが、休校期間中は、かえって昼間の時間帯の工事ができるようになりまして、特におくれることもないということになります。

今後、完成検査を終え、工事は終了ということになります。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 図書館の取り扱いについて。図書館・子ども科学館館長。

○図書館・子ども科学館長【倉橋一夫】 現在、図書館では、予約本の制度がございまして、電話で読みたい本等を申し出ただいて、図書館でその本がご用意できた段階でお渡しするような制度もございます。そちらの制度を活用しまして、机を並べて仮のカウンターを、通用口のところに設けまして、予約本をお渡しするといったことは可能ですので、検討したいと思っております。

○教育長【鍛代英雄】 最後に、統括質疑の答弁の概要の中の、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校による影響についてですが、3月中の休校について、外国語教育推進事業などに影響があるというよりは、4月以降、長引いたりすると、新年度の授業に影響がある可能性があるということで、先ほど報告しましたように、文部科学省からの指針の具体的な内容がわかりませんので、今の

段階では、新学期どうするかというのはまだ決定していませんが、状況によっては影響がなきにしてもあらずということです。

ほかにはいかがでしょうか。永井委員。

○委員【永井武義】 同様に新型コロナウイルス関連でございますが、2月27日に政府が小中学校の臨時休業を決定したということですが、翌日が金曜日だったので、学校現場では教職員の皆様方が大変苦勞されたのではないかと推察するところですが、そんな中、私も卒業式の祝辞の予定もあったので、2月下旬に小中学校にちょっと訪問をさせていただきました。

その中で、子どもたちの様子を伺いつつ、手洗い・うがい等の状況を伺ったのですが、小中学校お1人ずつの先生に伺ったのですが、児童・生徒が、うがい・手洗いを小まめにやっている様子は、そんなにはないのではないかとというようなことを、お2人の先生とも言うておられました。

ただ、それはコロナウイルスの蔓延が大きく展開している時期ではなかったのでもう良かったのかもしれないのですが、一方で、中学校・小学校での消毒液の設置とか利用状況、あるいは在庫とかそういったものはどうなのかということと、万が一、小中学校で発生した場合の、消毒などの対応について、マニュアル等があるのかということをお伺いしたいと思います。

○教育長【鍛代英雄】 学校教育課長。

○学校教育課長【守屋康弘】 消毒液につきましては、基本はまず各学校において、学校に配当している予算で確保するというところですが、なかなか今、確保できないような状況がありまして、市の健康づくり課が確保したものを配布できるよう学校の希望をとり、とりに来てもらう等、消毒液の確保に努めています。

○教育長【鍛代英雄】 あと、感染が発生したときの対応としては、基本的に、ドアノブだとか、ウイルスが付着している可能性が高いところの消毒をすることによってやろうと思っています。

あと、子どもたちあるいは教職員で感染が発生した場合は、2月初めの文部科学省からの指導で、基本的には学校全体、あるいは一部の臨時休業について検討すると。その根拠は学校保健安全法でということでお対処します。

○教育部長【谷亀博久】 新聞報道によりますと、今日発表予定の国の指針にも、その辺は多分、示されてくるのではないかと思いますので、それに従っていくという形になろうかと思います。

○教育長【鍛代英雄】 渡辺委員。

○委員【渡辺正美】 今日が3月24日で、学校が4月1日なり4月6日から始まっていくという中で、学校体制としての教職員の配置、特に現状は非常勤の方とか、さまざまな形で学校支援をいただく方たちの配置の準備状況、もう1つは、子どもたちが実際に4月6日から登校して勉強するときに必要となるマスクがみんな手に入っているのか、入るのかとか。実際に4月6日から学校が動き出すときの子どもたちの状況、それから先生方の状況などは、現状、どの程度判断されているのか、その辺をお聞きできればと思います。

○教育長【鍛代英雄】 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長【石渡誠一】　　まず職員の配置状況ですが、今のところ支障なく4月を迎える準備を、各担当課で進めさせていただいております。

それから学校再開に当たってのさまざまな対応ですが、マスクについては一番懸念される場所ですが、そのほかの部分で、換気ですとか手洗い、咳エチケット、くしゃみや咳をするときには基本的にはマスクが望ましいのですが、ティッシュやハンカチで口を押さえるような指導を徹底しながら、感染拡大防止の対応というのを学校に伝えていますので、その準備を進めているところです。

○教育長【鍛代英雄】　　重田委員。

○委員【重田恵美子】　　マスクの話ですが、実際に子どもたちがマスクを着けていない場合、学校で準備できるのでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】　　学校教育担当部長。

○学校教育担当部長【石渡誠一】　　2月の時点、それから卒業式等の様子でいうと、卒業式については1学年ということですので、基本的には持参したマスク、ない子については一部学校にあるものを渡すような形をとったと聞いております。ただ、実際に毎日のことになると、現在の不足状況に対応するということは困難が生じますので、先ほど言ったような対応で進めていくということになるかと思っております。

○委員【重田恵美子】　　テレビで、女子生徒がたくさんマスクをつくって、施設に配ったりしているという報道がありましたが、やはりマスクがない場合も自分たちでどうするかを考えさせることも1つの勉強かなと思うんです。こういうときに、ないないで大騒ぎするのではなくて、自分たちでつくるか、アイデアを生かす方向性を、学校側でも指導してあげる。何もマスクはこういうものでなければいけないというものはないので、何らかの方法で代わるものを考えさせるということもいいんじゃないかなと思います。

○学校教育担当部長【石渡誠一】　　ありがとうございます。そのように学校のほうにも伝えたいと思います。

○教育長【鍛代英雄】　　ほかはよろしいでしょうか。それでは進ませていただきます。

----- ○ -----

日程第3 議案第7号 伊勢原市公民館条例施行規則の一部を
改正する規則について

○教育長【鍛代英雄】　　続きまして日程第3、議案第7号「伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」、事務局から提案説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】　　それでは、議案第7号、議案書1ページになります。
伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する必要があるため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定によ

り提案するものでございます。

今回の改正内容は、減免申請書と減免決定通知書の様式の変更でございます。

3 ページ、4 ページにその様式がございます。まず、公民館の使用につきましては、令和元年7月から有料化を実施しております。その際に、公共性の高い使用や特別な配慮が必要な場合等に、使用料を減免できる規定を定めております。

この減免を受ける場合は、規則に定める減免申請書を1回の使用につき1枚提出することとなっております。今回の改正では、この減免申請書について、使用目的が同一であれば1枚の申請書で複数回の使用について減免申請できるようにするものです。利用団体の利便性の向上を図るとともに、事務の効率化を図ることができることから、改正を行うものでございます。

具体的には、3 ページの減免申請書につきましては、上段の「申請者」がございました。旧様式ではこちらは「氏名」となっておりましたが、「団体名」と「代表者名」に改めます。

また、表中の使用日時のところ「複数日（別紙）」、それから使用料区分のところ「部屋名」、それから下のほうに行きまして、決定減免額のところ「（複数日の場合は合計金額）」という言葉を追加いたします。

4 ページになりますが、こちらの減免決定通知書につきましても、表中の上のほうですが、決定減免額のところ「（複数日の場合は合計金額）」、それからその下の使用日時のところ「複数日あり（別紙）」、使用料区分のところ「部屋名」、それと一番下の「事務担当」を追加するものでございます。

説明は以上です。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。ご質問やご意見等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。特にご質問等がなければ、採決に入らせていただきます。

議案第7号「伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本案は原案どおり可決決定いたしました。

ここで、傍聴されている方に申し上げます。この後、日程第4、議案第8号の審議に移りますが、冒頭決定したとおり、日程第4及び日程第5は非公開となりますので、恐れ入りますが傍聴されている方はご退室をお願いします。なお、日程第5の審議の終了後は閉会となる予定でございますので、あらかじめご承知ください。

(傍聴人退室)

----- ○ -----

【非公開】

日程第4 議案第8号 学校嘱託医等の辞職の承認について

原案のとおり承認

【非公開】

日程第5 議案第9号 学校嘱託医等の委嘱について

原案のとおり可決決定

----- ○ -----

その他

○教育長【鍛代英雄】 続きまして「その他」でございますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

特になければ、事務局から何かありますか。

ないようですので、最後に、来月の定例会の日程をお願いします。

○教育総務課長【古清水千多歌】 4月の定例会につきましては、令和2年4月28日、火曜日、午前9時30分から、市役所3階議会第3委員会室での開催予定となっております。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午前10時57分 閉会

----- ○ -----

<配布資料>

資料1：地方自治法第180条の2に基づく協議について

資料2：市議会3月定例会 教育委員会関連 総括質疑答弁の概要

資料3：伊勢原市いじめ問題専門調査会について

議案

令和2年3月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和2年3月24日（火）

午前10時から

場所：市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第7号 伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則
について

【非公開：議案第8号・第9号】

日程第4 議案第8号 学校嘱託医等の辞職の承認について

日程第5 議案第9号 学校嘱託医等の委嘱について

その他

閉 会



資料

1

伊教社第9号
令和2年3月3日

伊勢原市長 高山松太郎 殿

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄



地方自治法第180条の2に基づく協議について (回答)

令和2年3月2日付け伊勢原消防第348号で協議がありました、伊勢原市コミュニティ防災センターに係る市長の権限に属する事務を教育委員会職員に補助執行させることについては、異存ありません。

(事務担当は、教育部社会教育課公民館係 内線短縮 017)

伊消防第348号
令和2年3月2日

伊勢原市教育委員会教育長
鍛代英雄 殿

伊勢原市長 高山 松太郎



地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について（協議）

市長の権限に属する事務である、消防本部所管のコミュニティ防災センターの使用料徴収事務を、事務の効率化等の観点から、教育委員会職員が補助執行とすることについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

1 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について

事務担当は、消防本部消防総務課

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する
規程

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成6年伊勢原市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 伊勢原市コミュニティ防災センター条例（昭和57年伊勢原市第11号）

第5条に規定する使用料の徴収に関すること。

第2条第2項中「第8号」を「第9号」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 (略)</p> <p>(教育委員会職員に対する補助執行)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を伊勢原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局職員又は教育機関の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>2 前項第1号から第8号までの事務の専決については、伊勢原市事務決裁規程（昭和51年伊勢原市訓令第2号）別表第1の3財務関係に規定する決裁区分（以下「決裁規程の決裁区分」という。）を適用する。この場合において、「部長」とあるのは「教育委員会事務局の部長」と、課長とあるのは「教育委員会事務局及び教育機関の課長、所長、館長及び担当課長」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(教育委員会職員に対する補助執行)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を伊勢原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局職員又は教育機関の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>伊勢原市コミュニティ防災センター条例（昭和57年伊勢原市条例第11号）第5条に規定する使用料の徴収に関すること。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>2 前項第1号から第9号までの事務の専決については、伊勢原市事務決裁規程（昭和51年伊勢原市訓令第2号）別表第1の3財務関係に規定する決裁区分（以下「決裁規程の決裁区分」という。）を適用する。この場合において、「部長」とあるのは「教育委員会事務局の部長」と、課長とあるのは「教育委員会事務局及び教育機関の課長、所長、館長及び担当課長」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

【総括質疑】 3月6日（金）

No.	質問議員	質問の内容
1	小沼 富夫 議員 (発言順位 1番)	<p>令和2年度伊勢原市一般会計予算について</p> <p>1 施政方針並びに予算編成大綱について [学校教育担当部長答弁]</p> <p>(2) 令和2年度予算に対する市長の見解 <再質問></p> <p>●小中学校の対応と子どもの居場所と学童保育について (教育指導課) 新型コロナウイルス感染症に対する市内小中学校の対応については、感染防止と子どもの安全安心を確保するため、まず、3月2日から8日まで市内全小中学校に対し臨時休業措置を行いました。 その後、当面の課題等について臨時休業期間を25日まで延長、卒業式は、予定どおり中学校が3月11日、小学校が3月19日に規模の縮小と時間の短縮を図り、実施することとしました。 子どもの居場所については、関係部署と連携を図りその確保に努めています。 子ども部では、小学校の臨時休業期間中、全ての児童コミュニティクラブを長期休業期間中と同様、午前8時から午後6時30分まで開所し、児童の受け入れを行いました。民間の学童保育についても同様の期間、受け入れを行っていただく。 保健福祉部では、障がいのある児童生徒が保護者の就業状況等から自宅で過ごすことができない場合、放課後等デイサービス等の福祉サービス提供事業所と連携を図り、居場所の確保の調整を進めています。 また、小学校1、2年生と特別支援級在籍の児童生徒で、保護者の事情等により、自宅で過ごすことができない場合に限り、学校で受け入れることとしました。</p> <p>2 歳入について [学校教育担当部長答弁]</p> <p>(2) 市債について <再質問></p> <p>●中学校給食の準備内容とスケジュールについて (学校教育課) 令和2年度は、中沢中学校を除く3中学校の配膳室設置工事を夏季休業を利用して実施。中沢中学校での試行実施時と同様に、秋以降に、保護者や生徒、教職員に対しての説明会や試食会を実施。令和3年4月からの全校実施に向け準備を進めます。</p>

2

相馬 欣行 議員
(発言順位 2番)

令和2年度伊勢原市一般会計予算について

3 歳出について

[学校教育担当部長答弁]

(2) 目的別事業について

<再質問>

●**教職員の多忙化問題について (教育指導課)**

教職員の多忙化解消は、本市においても重要な課題であり、現在、昨年3月に策定した「教員の働き方改革に向けた取組の基本方針」に基づき取り組んでいますが、勤務時間の適正把握が課題となっていたことから、令和2年度予算案において、小中学校各校にICカードを利用した出退勤管理システムを試行導入するための経費を計上しました。

また、教員が業務に専念できる環境づくりを推進するため、スクール・カウンセラーの活動日数の増加とともに、スクール・ソーシャルワーカー1名を増員するための経費も計上しています。

さらに、長期休業期間中の学校閉庁日を継続実施します。今年度行った調査の結果によると、3日間の学校閉庁日に休暇等を取った教職員の割合が、全体の95%を超えており、試行実施した昨年度より休暇取得率が上がっていることから、来年度に向け、学校閉庁日の日数拡大や冬季休業中の設定について、学校の意見を参考にしながら検討していきます。

4 中期戦略事業プランについて

[教育部長答弁]

(2) 分野別個別事業について

<再質問>

●**学校施設長寿命化計画の進捗状況と課題について (教育総務課)**

本市の学校施設は昭和40年から50年代に建設された施設が多く、今後、老朽化の進行により整備需要が増加が予想されます。

こうした中、中長期的な施設の維持管理にかかるトータルコストの縮減・予算の平準化を図りつつ、施設の機能・性能の確保を図るため、令和2年度に個別の学校施設の老朽化調査を実施、令和3年度に調査結果の評価・分析を基に、予防保全の考え方を取り入れた基本方針を策定します。

この基本方針を踏まえ、各施設の基本計画を策定。その後、コスト縮減・財政負担の平準化を考慮し、最適な整備手法による施設整備年次計画を策定します。

計画策定にあたり、各年度の財政負担の平準化、児童生徒数の減少が見込まれる中で的確な人数推計、公共施設等総合管理計画に位置付けられた施設規模の適正化や機能集約化、複合化・多機能化等の検討が課題と考えます。

<p>3</p>	<p>中山 真由美 議員 (発言順位 3番)</p>	<p>令和2年度伊勢原市一般会計予算について</p> <p>1 総論 [市長答弁]</p> <p>(2) 第5次総合計画中期戦略事業プランについて</p> <p>●中学校給食の取り組みについて (学校教育課) 中学校給食については、令和2年度の夏季休業期間を利用して、中沢中学校を除く各中学校の配膳室の改修工事を実施。保護者や生徒、教職員に対し、説明会を開催して給食への理解をいただくとともに、試食会を実施して給食の味や温かさを確認していただき、令和3年4月からの全校実施に向けて準備を進めていきます。</p> <p>●新学習指導要領における外国語学習の取り組みについて (教育指導課) 新学習指導要領では、外国語学習は、実際のコミュニケーションにおいて、知識・技能を活用しながら、思考・判断・表現を繰り返すことで学習への理解が深まるとされています。 ネイティブスピーカーであるALTの英語に触れることで、英語に慣れ親しみ、聞く力の向上に繋がります。また、ALTとの英語を用いたコミュニケーションにより、話す力が向上するものと考えます。</p> <p>[学校教育担当部長答弁]</p> <p>(2) 第5次総合計画中期戦略事業プランについて</p> <p><再質問></p> <p>●新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校による影響について (教育指導課) 新型コロナウイルス感染症に対する市内小中学校の対応については、感染防止を図り、子どもの安全安心を確保するため、3月2日から25日まで臨時休業を行います。 現段階では臨時休業による影響はないが、中学校給食導入事業や外国語教育推進事業等、令和2年度事業について、様々な影響があることも想定されます。引き続き、児童生徒の健康・安全を第一に考え、状況の変化に柔軟に対応しながら事業の推進に努めていきます。</p>
----------	--------------------------------	---

4

宮脇 俊彦 議員
(発言順位 4番)

令和2年度伊勢原市一般会計予算について

1 歳出

[市長答弁]

●外国語教育や道徳教育の導入、情報教育の推進の取り組みなど教育予算の使い方が、学校現場の実態についてどう捉えているのか(教育指導課)

外国語教育や道徳教育の導入等に伴い教育現場の負担が増加していることは承知しており、教員の多忙化解消は、本市においても重要な課題であることは十分に認識しています。このことを踏まえ、昨年4月に、教員の働き方改革に向けた取り組みの基本方針を策定しました。引き続き、この方針に基づき取り組みを推進していきます。

[学校教育担当部長答弁]

<再質問>

●教員の増員、少人数学級の実現など教育現場の困難を改革する予算執行が必要ではないか(教育指導課)

子どもたちや保護者の課題の多様化に対応するため、少人数学級の編制が望ましいことは認識しています。

本市では、国が規定する教員以外にも、小学校でも教科担当制を導入し、非常勤講師の配置を既に行っており、令和2年度も任用を予定しています。

また、国で定められた小学1年生の35人学級に加え、小学2年生の35人学級を行うために必要な県費負担教職員が配置できない場合は、市の予算で非常勤講師を配置しています。

さらに、市費での指導補助員や介助員、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーの配置も行っています。

教員の定数改善については、引き続き国や県に要望を続けていきます。

伊勢原市いじめ問題専門調査会について（報告）

令和2年3月
教育指導課

令和元年度第2回伊勢原市いじめ問題専門調査会を開催しましたので、次のとおり報告します。

- 日 時 令和2年2月19日（水）午後3時30分から午後5時
- 場 所 伊勢原市立子ども科学館 会議室
- 協議内容 これからの伊勢原市におけるいじめ対応について

これからの伊勢原市におけるいじめ対応について

- 「平成30年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査における伊勢原市における伊勢原市の調査結果」の中で、いじめ発見のきっかけについて、「本人からの訴え」が年々増加している。子ども自身が声を上げやすい雰囲気づくりや環境づくりを各学校が継続的に取り組んできた成果だと思う。
- 事実確認も大切であるが、被害・加害ともに背景分析を丁寧に行っていく必要がある。
- 学校全体として、いじめ事案に係る理解や対応方法について共通認識を深めていく必要がある。そして、各事案を学校全体の組織として受け止め、組織的に解決へ向けた対応をしていく必要がある。
- 各いじめ事案の対応についてリードしていくであろう各学校の「いじめ対策委員会」が十分に機能を発揮し、いじめ対応がより適切で効果的になるよう、体制づくりを進めていくことを大切にしたい。
- いじめの対応に目がいきがちだが、予防や未然に防ぐための取組も大切である。
- 事実確認のための聞き取りをする際、被害者・加害者という事を前面に出さず、公平に聞くことも必要である。また、背景にあるものや、保護者の抱えている悩みにも寄り添って話を聞くことが必要である。
- 加害の子どもへのケアをしていく必要がある。しかし、学校（担任）が被害・加害どちらの子どもへのケアも両立していくことが難しいケースもある。学校として組織的に対応するだけでなく、必要に応じて関係機関と連携をしておくことも大切である。
- 実際の対応にあたっては、各学校の風土や雰囲気などによって細かい違いが出てくると思う。各事案の内容や対応等について、分析・蓄積していくことで、今後の未然防止や対応に役立つのではないかと。
- 小学校低学年からどのように指導・支援していくか。計画的に継続した取組が必要である。

伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

伊勢原市公民館条例施行規則（昭和54年伊勢原市教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規程により提案する。

令和2年3月24日

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代英雄

提案理由

伊勢原市公民館条例施行規則について、所要の改正を行う必要が生じたため。

伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢原市公民館条例施行規則（昭和54年伊勢原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式（第10条関係）

伊勢原市立公民館使用料減免申請書

年 月 日

伊勢原市教育委員会 殿

申請者 住 所
 団体名
 代表者名

伊勢原市立 公民館の使用料について、次のとおり減免を受けたいので申請します。

使用日時	年 月 日 時 ~ 時	<input type="checkbox"/> 複数日（別紙）
使用目的		
使用料区分	<input type="checkbox"/> 公民館施設使用料（部屋名： ） <input type="checkbox"/> 陶芸窯使用料	
減免の理由		減免額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用する場合（第10条第3項第1号）	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用する場合（第10条第3項第2号）	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の地域自治若しくは地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育推進団体又はスポーツ若しくは健康づくり推進団体が公益性のある事業等のために使用する場合（第10条第3項第3号）	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	国又は神奈川県が行政上必要な説明会等のために使用する場合（第10条第3項第4号）	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用する場合（第10条第3項第5号）	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の県立学校、私立学校、小規模保育事業を行う者、私立保育所又は認定こども園が教育又は保育活動のために使用する場合（第10条第3項第6号）	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	第10条第3項第4号に定めるものを除き、国又は神奈川県が主催する事業等のために使用する場合（第10条第3項第7号）	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市体育協会若しくは同加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団又は伊勢原市レクリエーション協会若しくは同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合（第10条第3項第8号）	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市文化団体連盟又は同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合（第10条第3項第9号）	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	主たる構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用する場合（第10条第3項第10号）	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	その他（理由を簡潔にご記入ください。）	上記に準じた額
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない（理由）	
決定減免額	円（※複数日の場合は合計金額）	
上記のとおり減免してよろしいか		
押印欄	受付	・ ・
	決裁	・ ・
	施行	・ ・

※ 太枠の中のみ記入してください

（注）伊勢原市が共催する場合は、共催名義使用承認通知書の写しを必ず添付してください。

伊勢原市立公民館使用料減免決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市教育委員会 印

伊勢原市立 公民館の使用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない (理由)	
決定減免額	円 (※複数日の場合は合計金額)	
使用日時	年 月 日 時 ~ 時 <input type="checkbox"/> 複数日あり (別紙)	
使用料区分	<input type="checkbox"/> 公民館施設使用料 (部屋名:) <input type="checkbox"/> 陶芸窯使用料	
	減免の理由	減免額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第1号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用する場合(第10条第3項第2号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の地域自治若しくは地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育推進団体又はスポーツ若しくは健康づくり推進団体が公益性のある事業等のために使用する場合(第10条第3項第3号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	国又は神奈川県が行政上必要な説明会等のために使用する場合(第10条第3項第4号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第5号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の県立学校、私立学校、小規模保育事業を行う者、私立保育所又は認定こども園が教育又は保育活動のために使用する場合(第10条第3項第6号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	第10条第3項第4号に定めるものを除き、国又は神奈川県が主催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第7号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市体育協会若しくは同加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団又は伊勢原市レクリエーション協会若しくは同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合(第10条第3項第8号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市文化団体連盟又は同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合(第10条第3項第9号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	主たる構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用する場合(第10条第3項第10号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	その他 (理由)	

(注) この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して7か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(事務担当は、)

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。